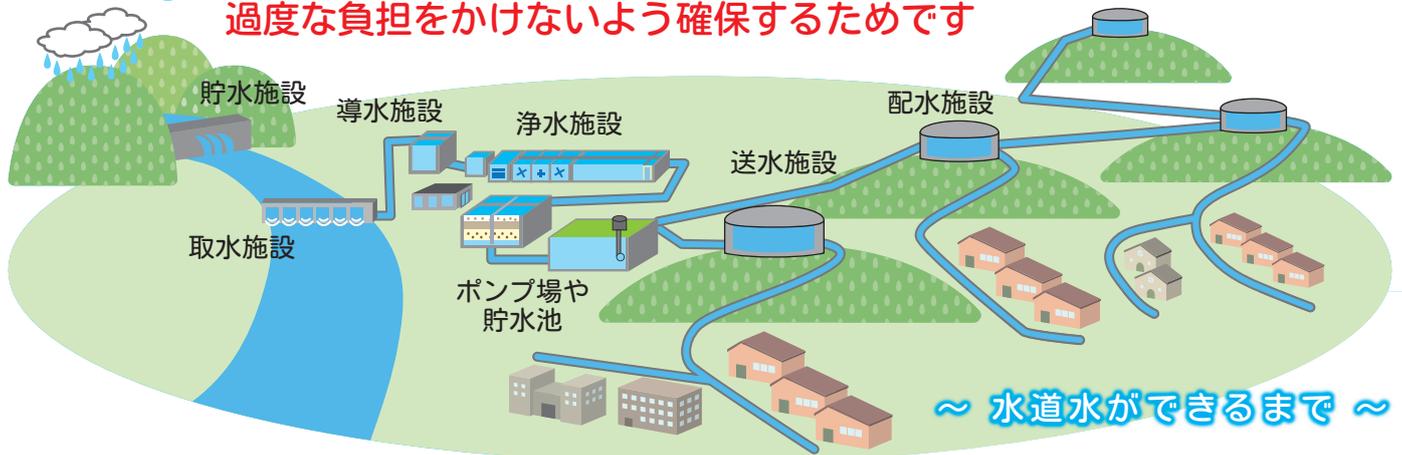


# 水道料金の改定のお知らせ

令和6年1月（2月検針分）から水道料金の改定を行います。改定後の水道料金は裏面をご覧ください。

**Q** どうして今、水道料金を値上げするの？

**A** 老朽化した水道施設の更新や耐震化を行う財源を、将来世代に過度な負担をかけないように確保するためです



安全で安心な水道水を安定して供給していくことが水道事業の責務です。

市内の水道施設は建設から40年以上経過し、施設の劣化は日々進行しています。安全で安心して飲める水道水を、将来にわたって安定して供給するためには、妙琴浄水場をはじめ、老朽化した施設の長寿命化・耐震化などを計画的に行っていく必要があります。

そのため、令和5年度から令和28年度までの24年にわたる建設改良計画を策定したところ、その事業費は総額で約471億円必要となることになりました。あわせて長期的な経営見通しを試算し、将来世代にその負担を先送りせずに水道を使用する皆さんに公平に負担いただくには、今から料金改定をお願いすることがどうしても必要であるとの判断に至りました。ご負担をおかけしますが、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。



基幹管路の耐震化



上郷北条 配水管φ100での漏水



天竜峡配水池のひび割れ

水道事業は独立採算制です

公営企業である水道事業は、原則として水道使用者が支払う水道料金で経費を賄う「独立採算制」の経営です。（消火栓管理費など一部の費用は法律で税金の負担が認められているものもあります。）

水道水をご使用いただくには、水道水をつくり届ける費用（維持管理費）と今後の施設更新や耐震化にかかる費用が必要です。その財源には国庫補助金や企業債（借金）などを活用していますが、足りない部分は水道料金で賄っていかねばなりません。

**Q** どうして水道施設の更新に約471億円もお金がかかるの？

**A** 飯田市は、市域が広く、中山間地域に集落が点在し、また、その地形から配水池など176もの多くの水道施設があります。それらの水道施設を結び、皆さんに水道水を届けるための水道管は長く、約1,180kmにもなります。その距離は飯田市から北海道宗谷岬までにもおよびます。

水道施設が多く、また水を止めずに施設を更新していくため、費用と時間がかかります。



# 改定後の水道料金は、いくらになるの？いつから値上がりするの？

## いくらになる？

## 改定前・改定後の水道料金の比較

| 用途   | 料金                      | 基本料金   |    |         |         | 従量料金 (1 m <sup>3</sup> につき) |                         |      |      |
|--|-------------------------|--------|----|---------|---------|-----------------------------|-------------------------|------|------|
|  |                         | 使用水量   | 口径 | 改定前     | 改定後     | 口径                          | 従量区分                    | 改定前  | 改定後  |
| 一般・<br>営業用                                     | 16 m <sup>3</sup><br>以下 | 13 mm  |    | 2,232円  | 2,640円  | 13 mm                       | 17 m <sup>3</sup> 以上    | 155円 | 183円 |
|  |                         | 20 mm  |    | 2,926円  | 3,454円  | 20 mm                       | 40 m <sup>3</sup> 以下の部分 |      |      |
|  |                         | 25 mm  |    | 4,170円  | 4,928円  | 25 mm                       | 41 m <sup>3</sup> 以上の部分 | 170円 | 200円 |
|  | 16 m <sup>3</sup><br>以上 | 40 mm  |    | 10,056円 | 11,858円 | 40 mm                       | 1 m <sup>3</sup> 以上の部分  | 170円 | 200円 |
|  |                         | 50 mm  |    | 15,476円 | 18,260円 | 50 mm                       |                         |      |      |
|  |                         | 75 mm  |    | 37,180円 | 43,868円 | 75 mm                       |                         |      |      |
|  |                         | 100 mm |    | 62,920円 | 74,250円 | 100 mm                      |                         |      |      |
| 公衆<br>浴場用                                      | 16 m <sup>3</sup><br>以下 | 13 mm  |    | 1,090円  | 1,286円  | 13 mm                       | 1 m <sup>3</sup> 以上の部分  | 48円  | 56円  |
|  |                         | 20 mm  |    | 1,206円  | 1,422円  | 20 mm                       |                         |      |      |
|  |                         | 25 mm  |    | 1,684円  | 1,986円  | 25 mm                       |                         |      |      |
|  |                         | 40 mm  |    | 4,568円  | 5,390円  | 40 mm                       |                         |      |      |
|  |                         | 50 mm  |    | 9,366円  | 11,050円 | 50 mm                       |                         |      |      |
| 給水装置を設置しないで臨時に給水した場合の料金 (1 m <sup>3</sup> につき) |                         |        |    |         |         |                             | 235円                    | 277円 |      |

※上記は2か月分の水道料金(消費税込み)の金額です。

※下水道を使用されている方には、併せて下水道使用料なども請求しています。今回、下水道使用料などの金額は変更ありません。

## 一般家庭における水道料金増額の目安

口径13mmの水道における2か月分の水道料金の比較です。  
4人世帯で水を49m<sup>3</sup>使用した場合は次のようになります。

|        |   |                 |
|--------|---|-----------------|
| 改定前    | → | 改定後 (増額分)       |
| 7,482円 |   | 8,832円 (1,350円) |

- 35 m<sup>3</sup>のとき 5,177円 → 6,117円 (940円増額)
- 12 m<sup>3</sup>のとき 2,232円 → 2,640円 (408円増額)

## いつから？

## 改定後の水道料金での請求開始時期

令和5年12月31日以前から継続してご使用の方の場合

偶数月検針地区：2月検針(3月請求分)から

**対象** 橋北・橋南・羽場・丸山・東野・座光寺・下久堅(知久平を除く)・上久堅・千代・龍江・伊豆木・山本(久米を除く)・大瀬木の沢城・上村・南信濃

2月検針分…1か月分改定前料金+1か月分改定後料金  
(基本料金、従量料金ともに改定前料金と改定後料金を1/2ずつで計算して請求します。)

4月検針分…2か月分改定後料金

奇数月検針地区：3月検針(4月請求分)から

**対象** 松尾・下久堅知久平・竜丘・川路・立石・下瀬・久米・伊賀良(大瀬木の沢城を除く)・鼎・上郷

3月検針分…2か月分改定後料金

## 飯田市WEBサイトをご覧ください

改定後の水道料金の試算



ID 107557 検索

水道料金改定の経過や、飯田市上下水道事業運営審議会での審議内容



ID 107558 検索

水道水はとつてもお得!

1 m<sup>3</sup>は2ℓペットボトル500本分。  
2か月の使用水量が16 m<sup>3</sup>の方は、  
**2ℓあたり0.33円**  
で使っていただける計算です。  
(口径13mmの場合)

1 m<sup>3</sup> = 1 t = × 500本

水道の開始、中止などの手続きは

水道料金お客様センター TEL: 0265-21-1132 (平日8:30~19:00、土曜日8:30~17:00)

水道の開始・中止は、インターネットを利用してながの電子申請サービスでもお申込みができます。  
ながの電子申請サービスを利用される際は、開始・中止の1週間前までにお申込みください。



水道料金改定に関する  
お問い合わせ先

飯田市上下水道局 経営管理課

TEL: 0265-22-4511 内線 5252、5253、5255